

旅館業法施行細則の一部を改正する規則の概要

平成30年7月
インバウンド・宿泊戦略室

1 改正理由

平成30年6月議会に提案された、旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成30年7月奈良県条例第 号）において、新たに規則に委任された事項を定める等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 題名

題名を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則」に改める。

(2) 趣旨規定（第1条）

趣旨規定を追加する。

(3) 規則委任事項（第9条～第12条）

条例で規則委任された事項について規定する。

①外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

②周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明

③知事への定期報告事項

④知事が公表する事項

(4) 営業者の遵守事項（第13条）

旅館業における衛生等管理要領の改正に伴い、営業者の遵守事項について一部緩和を行う。

(5) 第1号様式～第5号様式について改正を行う。

(6) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、第9条から第11条までの規定は平成30年10月1日から施行する（条例の施行日と同じ。）。

(2) 規則の施行の際現に提出されている書類に係る経過措置を規定する。